

社会医療法人博愛会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会医療法人博愛会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事（以下「役員」という。）の役員報酬に関する事項について定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定で、役員報酬を支給する役員とは、定款第16条及び第18条、第19条に基づき社員総会により議決を得た役員をいう。

(報酬額など)

第3条 定款第19条の定めるところにより、役員報酬については勤務実態に即して支給し、役員の地位にあることのみによっては報酬を支給しない。

2 役員報酬は次の額を限度とし、理事長および理事に対して支給する。

(1) 理事長 7000万円

(2) 理事 1800万円

3 役員報酬と給与の支給額は、社員総会の承認を得るものとする。

(支給方法)

第4条 役員報酬については、前条第2項及び3項に基づき決定された年間報酬額を12分割して給与と合算して支給するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのないものは、理事長が決定し、社員総会において承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。